

岸和田市墓所各種手続き

(詳細については市ホームページもご参考にしてください)

令和8年2月1日

手続	必要書類	注意事項 (裏面もご覧ください)											
墓石等の設置等	◎岸和田市墓所内工事着手届 ◎設計書(2部) ○工事墓所写真(着手前後) ○岸和田市墓所使用許可書	(1) 手続きについては、各自で石材店等へ依頼してください。 (2) 墓石等の建立者は使用者ですが、事情があり使用者と相続関係にある人が建立者となるときは、使用者との関係が確認できるものが必要です。(戸籍謄本等)											
焼骨の埋蔵	◎岸和田市墓所埋蔵・改葬届 ○岸和田市墓所使用許可書 ○死体火葬許可証 または改葬許可証	(1) 死体火葬許可証を紛失している場合は、死亡届を提出した市町村で再交付を受けてください。 (2) 納骨当日に墓苑事務所へ届出をしてください。 《墓苑事務所AM8:30~PM5:00(土日祝も開所)》 ※年末・年始のみ休館											
焼骨の改葬	◎改葬許可申請書 ○岸和田市墓所使用許可書	(1) お墓に納めているお骨を移動させる場合はこの手続きが必要です。											
墓所の承継	◎岸和田市墓所承継使用届 ◎誓約書 ○岸和田市墓所使用許可書 ○実印及び印鑑登録証明書 ○戸籍謄本等 ○交付手数料 300円	(1) 誓約書には、承継者及び関係代表者が自署し、実印を押印してください。また、実印を押印した方の印鑑登録証明書を添付してください。 (2) 戸籍謄本等は、使用者が死亡したこと及び使用者と承継者の続柄等が確認できるものが必要です。 (3) <u>印鑑登録証明書は、発行3ヶ月以内のものを用意して下さい。</u> ※誓約者及び戸籍謄本等の範囲については、下記までお問合せ下さい。											
住所等の変更	◎岸和田市墓所住所等変更届 ○岸和田市墓所使用許可書 ○住民票又は運転免許証など	(1) 住民票・運転免許証などは、使用者のもので、新しい住所等を確認できるものを添付してください。											
許可書の再発行	◎使用許可書再交付申請書 ○本人確認書類 ○再交付手数料 300円	(1) 本人確認書類は、使用者のものです。 (2) 代理申請の場合は、使用者と代理人の本人確認書類が必要です。 (3) 汚損の場合は、その使用許可書を持参してください。											
墓所の返還	◎岸和田市墓所返還届 ◎返還金請求書 ○岸和田市墓所使用許可書 ○実印及び印鑑登録証明書 印鑑登録証明書は【発行3ヶ月以内のもの】 ○預金通帳	(1) 返還届提出までに原状回復が必要です。 (2) 使用料の還付金算出表 <table border="1" data-bbox="662 1803 1204 1960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経過年数</th> <th>還付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">未使用</td> <td>1年未満</td> <td>使用料の80%</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>使用料の50%</td> </tr> <tr> <td>改葬跡地</td> <td></td> <td>使用料の25%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	経過年数	還付金	未使用	1年未満	使用料の80%	1年以上	使用料の50%	改葬跡地		使用料の25%
区分	経過年数	還付金											
未使用	1年未満	使用料の80%											
	1年以上	使用料の50%											
改葬跡地		使用料の25%											

- ※1) 必要書類のうち『◎』は公園緑地課に備えてあります。
 ※2) 外国人で、必要書類を揃えることができないときは、それに代わる書類(出生届、婚姻届、死亡届の受理証明書等)を提出していただきます。

【問合せ先】

岸和田市 建設部 公園緑地課《墓苑担当》
 TEL: 072(423)2121(代表)
 TEL: 072(423)9581(直通)

使用のきまり（抄）

岸和田市墓苑内の墓所は、次のことを守って使用していただきます。

1. 決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。
2. 祭祀又は墓石の設置等、墓地本来の目的に使用してください。
3. 使用は使用者と配偶者、そして使用者の直系血族の祭祀に使用でき、使用者世帯とその兄弟世帯等での2世帯間使用は原則出来ません。
4. 遺骨、遺髪、遺品等で市長が適切と認めるものが埋蔵できます。
5. 囲障（巻石）は、使用場所の区画を明確にするため3年以内に、次のとおり設置してください。
 - ①材質は、石材又はコンクリート等耐久性のあるものであること。
 - ②境界から前後左右1.5cm以上控えて設置し、その高さは30cm以内とすること。
 - ③入口を市が定めた間口以外の位置（墓所のプレート番号面以外）に設ける場合は、墓所内に30cm以上の巾の通路を確保すること。
6. 墓石を設置する場合、その高さは巻石から180cm以内とすること。
7. 墓石等に家名を表示する場合、その家名は原則使用者の家名でなければなりません。また、建立者は使用者又は墓所を承継できる関係にある者でなければなりません。
8. 使用には、次の手続きが必要です。
 - ①工事着手届（囲障「巻石」、墓石等の設置等をする場合）
 - ②埋蔵・改葬届（遺骨等の埋蔵等をする場合）
 - ③住所等変更届（住所等の変更をした場合）
 - ④墓所承継使用届（使用者死亡による承継使用をする場合）
9. 使用者の名義変更は、相続（使用者の死亡）の場合以外はできません。
10. 次の場合、使用許可を取消すことがあります。
 - ①墓地本来の目的以外に使用したとき。
 - ②不正行為により使用許可を受けたとき。
 - ③転貸し又は使用権を譲渡したとき。
 - ④その他、法令、条例、規則等に違反したとき。
11. 次のような場合、使用権は消滅します。
 - ①使用者が死亡し、相続人又は親族のうち、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ②使用者が所在不明となり、他に使用する者がなく、20年を経過したとき。
12. 市は、使用許可後に生じた墓所の損害について、一切責任を負いません。

※ なお、上記きまりは主に岸和田市墓苑条例及び同施行規則よりの抜粋ですので、詳細はそれらをご覧ください。またご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】 岸和田市建設部 公園緑地課 墓苑担当
Tel：072（423）2121（代表）
Tel：072（423）9581（直通）